

受益者負担の基本的な考え

令和7年2月

三田市

目 次

1	はじめに	- 1 -
2	受益者負担の適正化の基本的な考え方	- 1 -
3	対象とする受益者負担	- 2 -
	(1) 使用料	- 2 -
	(2) 手数料	- 2 -
	(3) その他	- 2 -
	(4) 対象外とする受益者負担	- 2 -
4	受益者負担額算定の基本方針	- 3 -
	(1) 受益者負担の原則	- 3 -
	(2) 算定方法の明確化	- 3 -
	(3) コスト削減への取組み	- 3 -
	(4) 定期的な検証と改定	- 3 -
	(5) その他	- 3 -
5	サービス原価（サービス提供に要する費用）の考え方	- 4 -
	(1) サービス原価に算入する費用	- 4 -
	(2) サービス原価に算入しない費用	- 4 -
6	公費負担と受益者負担割合	- 5 -
	(1) 使用料	- 5 -
	(2) 手数料	- 6 -
	(3) その他	- 6 -
7	使用料の算定方法	- 7 -
	(1) 使用料の考え方	- 7 -
	(2) 留意事項	- 7 -
8	手数料の算定方法	- 8 -
9	その他の算定方法	- 8 -
10	減額・免除（減免制度）について	- 9 -
11	算出にあたり考慮すべき事項	- 10 -
	(1) 見直しに際しての激変緩和措置	- 10 -
	(2) 類似施設との均衡調整	- 10 -
	(3) 近隣自治体/民間料金調整	- 10 -
	(4) 金額端数の調整	- 10 -
12	効果的で効率的な施設運営に向けて	- 11 -
	(1) デジタル技術の活用について	- 11 -
	(2) 利用性（稼働率）の向上に向けて	- 11 -

1 はじめに

地方自治体の提供する公共サービスは、広く市民の皆さんからの税金により実施することが原則ですが、公の施設¹の利用や各種証明書の発行など受益を受ける者が特定されるものについては、全てを税金で賄うとサービスを受ける者と受けない者との間に不公平が生じることになります。

そのため、当該サービスにより利益を受ける特定の人に、施設の維持管理に要する費用やサービスの提供のための費用（人件費等）を、受益の範囲内において使用料²や手数料³等として一定額を負担（受益者負担）していただくことが基本となります。

市においては、これまでから『受益者負担の設定基準』を策定し、負担の公平性の観点から、広く税金で負担する「公費負担」と、利用者が負担する「受益者負担」の考え方を明らかにしてきたところですが、社会経済情勢の変化や今後増大する施設の更新経費などの本市の財政状況を勘案すると、これからの持続可能な行政経営に向けて、より適切な受益と負担にするための整理が必要になっています。

そのため、現在の基準について、受益者負担の原則（公平性）、算定方法の明確化（透明性）の観点から改めて見直しを行い、受益者負担の適正化に向けた今後の基本的な考えとして取りまとめるものです。

2 受益者負担の適正化の基本的な考え方

本市の使用料や手数料については、地方自治法の規定に基づき、条例でその額を定め行政サービスの対価として利用者から徴収しています。

しかし、これらの設定については、長期にわたり見直しが行われていないものなど、今日においては社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化等に照らして妥当な設定となっていないものもあります。

こうした状態を適正化するため、この基本的な考えでは、サービスの受益者である利用者と利用しない者との負担の公平性を確保する観点から、利用者がどこまで負担すべきか、税金でどこまで補うべきかについての方針や具体的な算定のルールを定めます。

その上で、この考えの対象となる使用料や手数料、実費徴収金等を徴収し提供する本市の公共サービスのそれぞれに要する経費を的確に把握し、対応する算定ルールを適用して受益者負担額を算定することにより、負担する内容の透明性を高め、利用者とは利用しない者、双方の理解を得られる設定とすることとします。

¹ 公の施設：普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設けた施設（地方自治法第244条）

² 使用料：公の施設の利用につき徴収する金額（地方自治法第225条）

³ 手数料：特定の者のためにするものにつき徴収する金額（地方自治法第227条）

3 対象とする受益者負担

(1) 使用料

施設の利用に際し使用料が設定されているものについては、原則全て対象とします。

また、現時点において、使用料の徴収を行っていない利用についても、維持管理等に経費を要しているため、施設の利用者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が必要と思われるものについては、使用料の設定を行うこととします。

なお、指定管理者が運営している公の施設についても対象とします。

(2) 手数料

三田市手数料条例で定める、特定の者のためにする事務について徴収する料金(証明書発行手数料など)については、原則全て対象とします。

また、現時点において、手数料の徴収を行っていない事務についても、サービスの利用者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が必要と思われる事務については、手数料の設定を行うこととします。

(3) その他

市が定めた条例に基づいて徴収する使用料や手数料以外にも、実費徴収金や講座受講料のように、娯楽・趣味的な教室や講座、さらには様々なイベントや大会など、参加者に対し個別に必要となる経費を参加費用等として負担していただくことが適当と考えられるものについては、原則全てを対象とします。

(4) 対象外とする受益者負担

ア 法令等により、無料とされているもの(小中学校、図書館など)

イ 法令等により、別途算定方法の定めがあるもの(市営住宅、保育所など)

ウ 地方公営企業法が適用されるもの(上下水道、病院など)

エ 政策的配慮が必要なもの

オ その他、原価等一律の基準により算定することが適さないもの

4 受益者負担額算定の基本方針

(1) 受益者負担の原則

使用料や手数料などは、サービスの利用者（受益者）と利用しない者との負担を公平に扱う観点から徴収されるものであるため、利用者に次の負担を求めます。

① 負担の公平

サービスの利用者とは利用しない者との負担の公平を図るため、受益の範囲において、そのサービスに要する経費を基本とした受益者負担を設定します。

② 負担の均衡

サービスの公共性の程度に基づき、市が負担すべき額（公の負担）と、利用者が負担すべき額（受益者負担）との均衡を考慮します。

(2) 算定方法の明確化

サービスの利用者に適正な負担を求めるため、利用者や幅広い市民に理解していただけるよう、算定方法を明確にするとともに、透明性の確保に努めます。

(3) コスト削減への取組み

サービスの利用者に負担していただく額は、サービスの提供に必要なコストから算出されることから、市においてもコスト削減に向けて管理運営手法の見直しを図っていくとともに、利便性及び稼働率を向上させるための取組みを行います。

(4) 定期的な検証と改定

社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化等を勘案しながら、サービス原価や受益者負担額の検証を定期的に行う必要があります。

そのため、制度改正や急激な物価変動、さらには施設改修など大幅な施設の維持管理経費の変更などにより臨時的に見直しが必要となる場合を除き、4年ごとに定期の検証を行い、必要に応じて受益者負担額の見直しを行います。

(5) その他

受益者負担額の算定にあたっては、以下の点についても考慮することとします。

ア 市の施策目的への誘導を図るため受益者負担額を低めに設定するなど利用を促進すべきもの

イ 近隣自治体等との均衡に配慮すべきもの

ウ 市内における均衡を図るべきもの

エ 民間事業者の事業への影響に配慮すべきもの

オ 阪神北広域連携により市内外同一料金としているもの

5 サービス原価（サービス提供に要する費用）の考え方

施設の維持管理費など、サービスの提供のために必要となる費用を、サービスを楽しむ者に負担していただくためには、その基礎となる原価（サービス原価）を的確に把握する必要があります。

施設の使用料算定におけるサービス原価の算定に際しては、減価償却費など、その年度においては現金として支出していない費用についてもサービス原価に含めることとします。

これは、将来にわたって施設に要する費用負担を平準化するという観点から、現在施設を利用する方にも均等に負担を求め、今後も施設を適切に維持更新していくための経費を確保するものです。

(1) サービス原価に算入する費用

人件費	サービスの提供や、サービスを提供する施設を維持・運営するための業務に直接従事する職員に係る費用
物件費 (維持管理・維持補修・委託費・備品購入費等)	サービスの提供や、サービスを提供する施設を維持・運営するために必要となる施設の維持管理や修繕費用、また、システム経費や業務委託、物品の購入のために要する費用
減価償却相当額	固定資産の価値を金額で示したもので、施設の建設や機能更新等に要した費用を耐用年数に応じて定額配分する費用相当額
公債費利子	施設の整備にあたっての借入金に係る利息相当額

ただし、行政機能を有する市民センター等の施設における使用料算定に際しては、行政機能部分やそれに付随する共用部分に対する費用を除くこととします。

また、一の施設で複数のサービスを提供している施設においては、サービスごとに分割して原価を算定する必要がありますが、施設の特性上これにより難しい場合には、面積、利用可能時間等により按分するなど、施設の実情に合わせて算定することとします。

(2) サービス原価に算入しない費用

用地取得費	土地は原価を将来にわたって費用配分するという減価償却の考え方がなく、年数の経過により資産価値が減少しないことから、施設が廃止された後も市（市民全体）の資産として残るため
臨時的経費	災害対応に要する経費や臨時的に提供するサービスに係る費用は、本来の目的とは異なるため

6 公費負担と受益者負担割合

(1) 使用料

現在の受益者負担の設定基準では、様々なサービスについて「必需性」と「市場性」の2つの視点を、それぞれ2区分（高・低）に割り振った4つの領域（2×2）に分類し、施設使用料は、「選択的なサービスで、主に行政が提供する領域」に位置づけられることから、その受益者負担割合を原則50%と設定しています。

市は、市民の健康や福祉、さらには生活基盤を支える公共・公益の役割を担うことを目的に様々な施設を整備しています。そのため、これら施設の整備、運営及び維持管理に必要となる費用については、利用される方からの使用料収入に加え、応分の市の負担（公費負担）による管理運営が必要です。

しかしながら、各施設が提供するサービスは様々であり、民間でも同種・類似のサービスが提供可能であるなど市場性の高いもの、また、公が担う必要性は高いものの特定の者への便益の要素が高いなど、サービスを取り巻く環境は大きく異なります。施設の性格や提供するサービスの内容には差があり、負担割合を検討するための必需性や市場性も同一ではないことから、より適正な受益者負担とするために、すべての施設を一律の受益者負担割合としている現状を見直し整理する必要があります。

以上から、新たな施設使用料は、サービスの「必需性（公的必要性）」と「市場性（収益性）」の2つの性質に着目し、それぞれを3区分（高・中・低）に割り振った合計9つの領域（3×3）に座標化したうえで、各施設が提供するサービスごとに各領域に配置することで、その受益者負担割合を定めることとします。

■ 性質別分類の視点

◆ 視点A 必需性（公的必要性） 〈提供するサービスの公共性はどの程度あるのか〉

- ・安全・安心な市民生活の維持のために必要な公共性の高いサービスや、多くの方に求められるサービスについては、公的関与の必需性が高く、より多くの市税を投入し市民全体で支える必要があります。
- ・その施設が単一のサービス等を提供する場合よりも、多様なサービス等の提供が可能な場合の方が、市民の健康と福祉の増進に寄与する機会の提供が広がることから、必需性には差が出ると考えられます。
- ・一方、生活を営むうえでの快適性の向上や、余暇・娯楽・嗜好性の要素が強いなど、個人によってその必要性が大きく異なるサービスの場合は、公が関与する必需性は低く、市税による負担は少なくても良いサービスと考えられます。

◆ 視点B 市場性（収益性） 〈提供するサービスは民間事業者でどの程度提供可能か〉

- ・同等または類似するサービスが、民間事業者においても提供されている、若しくは提供可能など、市場性がある（収益性が見込まれる）場合は、市税による負担割合は低くても良いと考えられます。
- ・一方、同等または類似するサービスが民間事業者では提供できない（しにくい）など、市場性がない（収益性が見込み難い）場合は、市税を投入し市民全体で支える必要があります。
- ・民間事業者で提供されていない場合でも、提供するサービスの性質から、一定の受益者による負担（使用料徴収）により運営することが適当である場合もあります。

市民間交流の拡大、市民活動の下支え、文化芸術の伝承や醸成、スポーツ環境の提供、健康寿命延伸への期待など、市民が豊かな生活を享受できる環境を育むために公が果たすべき役割、さらには本市の特性（地理的条件・民間代替機能）等も勘案しながら、その負担割合を決定することとします。

■ 性質別分類による公費負担と受益者負担の割合

市場性 (収益性)	高 ↑	G (公費負担 : 50% 受益者負担 : 50%)	H (公費負担 : 25% 受益者負担 : 75%) 駐車施設 (駐車場)	I (公費負担 : 0% 受益者負担 : 100%) 体育施設 (マシンジム) レクリエーション施設 (プール・アウトドア)
		D (公費負担 : 75% 受益者負担 : 25%)	E (公費負担 : 50% 受益者負担 : 50%) 貸室 (会議室等) 貸室 (ホール) 体育施設 (体育館・グラウンド)	F (公費負担 : 25% 受益者負担 : 75%) 貸室 (録音室・練習室) 体育施設 (テニスコート) レクリエーション施設 (工房)
	↓ 低	A (公費負担 : 100% 受益者負担 : 0%)	B (公費負担 : 75% 受益者負担 : 25%) 駐車施設 (駐輪場)	C (公費負担 : 50% 受益者負担 : 50%) 体育施設 (野球場)
	高 ←	必需性 (公的必要性)		→ 低

(2) 手数料

証明書発行をはじめとする手数料は、請求者のみに受益が発生するなど、特定の者に対して提供する行政サービスの対価として徴収されるものであるため、受益者負担割合については、原則100%とします。

ただし、利用促進を図るサービスや近隣市町と整合を図る必要があるサービスについては、この原則から大きく逸脱しない範囲で適切な受益者負担額（手数料）を設定することとします。

(3) その他

娯楽・趣味的な教室や講座、さらには様々なイベントや大会など、特定の利用者や参加者に対し提供するサービスに要する費用などについては、受益者にその全てを負担して頂くことを原則としています。

ただし、内容によっては政策推進や事業啓発の視点が必要となることから、今後もこれまでの考え方を踏襲し、事例に応じた適切な負担額を算定していくこととします。

7 使用料の算定方法

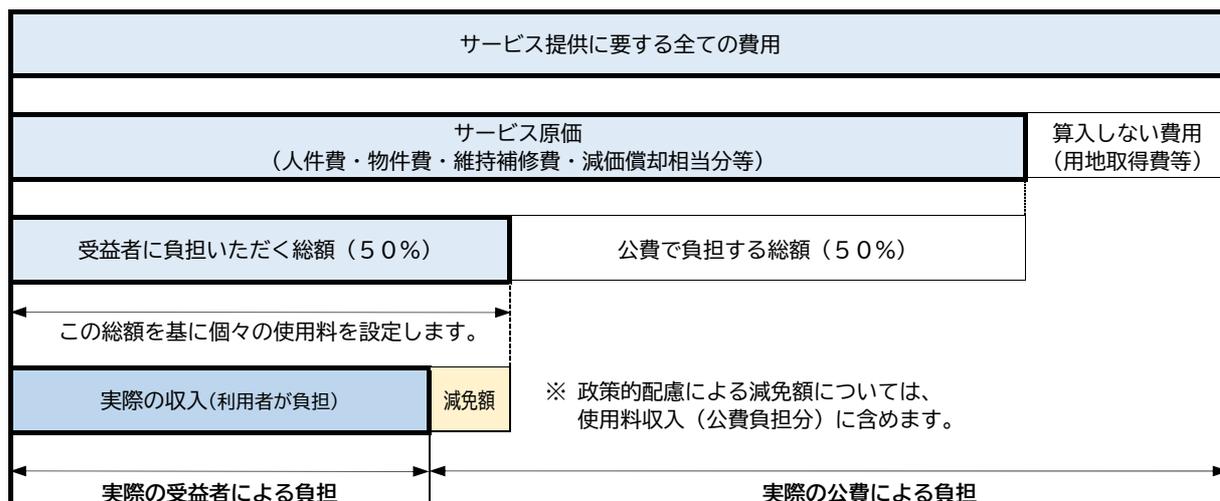
(1) 使用料の考え方

使用料の算定方法の基本的な考えは、人件費等を含むトータルコストを基本としたサービス原価に対して、サービスの性質に応じた受益者負担割合を乗じて算定します。

なお、算定に用いる人件費、物件費等の基礎的な数値は、直近の過去3年間の平均とします。

$$\text{使用料（受益者負担額）} = \text{サービス原価} \times \text{受益者負担割合（\%）}$$

◆ 参考：使用料の受益者負担と公費負担のイメージ <公費負担 50%・受益者負担 50%の場合>



(2) 留意事項

ア 附属設備や備品などの使用料について

屋外の夜間照明やホールに設置されたピアノなどの利用については、施設の利用とは別に利用者が選択できます。そのため、これらの備品については施設使用料とは別に使用料を定めます。

イ 施設に付帯する駐車場の使用料について

一部の施設を除き、施設に付帯する駐車場については無料で提供していますが、駐車場の維持管理のためにコストが発生しています。そのため、施設に付帯する駐車場について有料化に向けた検討を行うこととしますが、当該施設までの公共交通機関等の状況、利用者の属性、提供するサービス内容、さらには設備の導入コストや維持管理などを踏まえ、個々の施設状況を総合的に判断することとします。

ウ 営利目的や入場料を徴収する利用の取扱いについて

公の施設について、施設の設置目的に沿った利用を妨げない範囲の中で、営利等を目的とした利用や、興行利用等で入場料等を徴収する利用などを認める場合については、施設の性質を踏まえ、公益性の低下にも配慮しながら、必要に応じ割増使用料を設定することとします。

エ 市民以外が利用する場合等の使用料について

施設の運営や維持管理が市民の税金により賄われていることを前提にすると、市民の利用者とそれ以外の利用者の使用料を同額に設定すると、不公平が生じることになります。

そのため、市民以外の利用者（市外利用者）については市税による公費負担を行わず、100%の受益者負担を求めることとします。

また、市の施設であることから、市民優先の観点も重要であるため、施設の性質や実情等を勘案したうえで、さらに差を設けることも検討します。

① 公費負担0%	=	市内外に関わらず全てを利用者が負担することから、公費による負担を行いません。そのため、市外利用者の割増の必要はありませんが、施設の性質や実情等を考慮し、市民優先の観点から差を設けることがあります。
② 公費負担 25%~75%	=	市外利用者の利用に公費負担を行わないように、それぞれ公費相当分の割増を行います。
③ 公費負担100%	=	基本的に使用料徴収の考えがない施設ですが、施設の性質や実情等を考慮し、市外利用者の使用料徴収を別に検討することもあります。

8 手数料の算定方法

手数料の算定方法の基本的な考えは、人件費等を含むトータルコストを基本としたサービス原価に対して、受益者負担割合を100%として算定します。

なお、算定に用いる人件費、物件費及び年間処理件数等の基礎的な数値は、直近の過去3年間の平均とします。

$$\text{手数料（受益者負担額）} = \text{サービス原価} \times \text{受益者負担割合（100\%）} \div \text{年間処理件数}$$

9 その他の算定方法

使用料や手数料以外の実費徴収金や講座受講料等の算定に係る基本的な考えは、人件費等を含むトータルコストを基本としたサービス原価に対して、受益者負担割合を100%として算定しますが、政策推進や啓発の視点が必要となるものについては、それぞれのケースに応じた適切な負担割合により算定します。

なお、算定に用いる人件費、物件費等の基礎的な数値は、直近の過去3年間の平均とします。

10 減額・免除（減免制度）について

使用料及び手数料等の減額・免除については、経済的・社会的弱者の支援や、まちづくりを共に担う地域団体の活動促進等を目的に政策的な特例措置として実施することにより、これら対象者の一層の社会参画の機会の創出や、協働・共創のまちづくりの推進、スポーツや文化、生涯学習の振興及び推進などに一定の効果を果たしてきました。

これら減額・免除の制度は、公共の福祉の推進のために必要な仕組みではありますが、サービスの性質に応じた受益者負担割合を定め、一定の公費負担のもとで算定した使用料に対して、さらに公費を投入することになることから、社会通念上、多数の市民の理解と納得を得られる場合でなければ、不公平感の拡大につながりかねません。

そのため、減額・免除の基準を整理し、明確化することにより納得感を高め、適切な運用を行うことで公平性の維持に努める必要があります。

なお、減額・免除に対する考え方や基準等については、別に定めることとします。

1.1 算出にあたり考慮すべき事項

(1) 見直しに際しての激変緩和措置

使用料や手数料などを見直した結果、これまでと比べて急激な上昇となる場合は、市民生活への影響や利用の減退を招くおそれがあるため、必要に応じて激変緩和の措置を講じることとします。

なお、激変緩和措置は、あくまで基本となる市民利用者等の額（基本となる額）の算定に対してのみ適用することとします。

(2) 類似施設との均衡調整

市民センターの貸室など、類似機能を有する施設が多くあることから、見直しに際しては、提供するサービスの機能をグループ化して算出し、同一の見直し幅（改定率）となるよう調整を行います。

また、同種・類似のサービスを提供する施設については、使用料の均衡が図られるよう調整を行います。

(3) 近隣自治体/民間料金調整

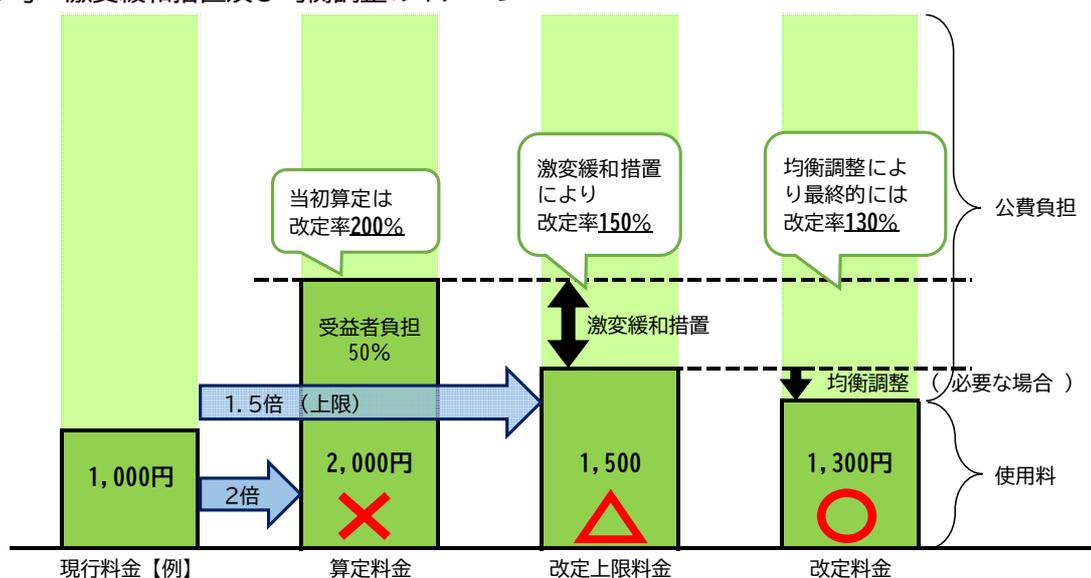
算出した使用料や手数料等が、近隣自治体や民間施設に比べ極端に高い又は低いことで、利用の低下や民業への影響がある場合、必要に応じて調整を行います。

(4) 金額端数の調整

これまで算定額については、市民の利便性や窓口での料金取扱事務の煩雑性を考慮し、100円単位や50円単位での設定を行っていましたが、キャッシュレス化が進むこれからの見据えて10円単位（10円未満の端数は切捨て）での設定を基本とするよう見直し、より適正な額での設定とします。

ただし、算定額が多額となる場合や1円単位での計算が求められる場合など、10円単位とすることがそぐわない場合においては、別に判断することとします。

◆ 参考：激変緩和措置及び均衡調整のイメージ



「例：受益者負担割合50%の施設」
現行料金1,000円、見直し算定後料金2,000円
激変緩和措置を仮に1.5倍上限とした場合

1.2 効果的で効率的な施設運営に向けて

公の施設の使用料の設定等にあたっては、受益と負担のあり方を整理するほか、持続可能な行政サービスを提供していくために、効果的で効率的な施設運営の視点が重要となります。

そのため、利便性・利用性の向上など利用頻度や稼働率を高めるための見直しや、施設の魅力を向上させる取組みを多角的に組み合わせ、新たな施策を検討していく必要があります。

(1) デジタル技術の活用について

今後、効果的で効率的な施設運営を行うためにデジタル技術の活用が不可欠となることから、例えば施設の管理やサービスの提供方法について、デジタルを前提とした運用に見直すなどDX（デジタル・トランスフォーメーション）の視点が重要となります。また、スマートフォンからの時間と場所を問わない施設予約や使用料等のキャッシュレス支払いなど、利便性向上につなげるためにもデジタル技術の活用が望まれます。

常に進歩するデジタル技術の動向を見据えながら、運営のあり方を時代の変化に対応できるように検討することとします。

(2) 利用性（稼働率）の向上に向けて

施設の性質等から、特定の時間帯・曜日に利用が集中している場合や、特定の時間帯・曜日において利用が低調な施設があります。こうした稼働状況に顕著な課題が見られる施設については、利用性の向上に向けて様々な工夫に取り組む実施する必要があります。

そのため、稼働率の著しい偏りが見られる施設等については、曜日や時間帯に応じた料金を別に設定することを検討します。

また、稼働率の低い特定の時間帯については、当該時間帯を一定期間優先的に利用できる、定期貸付制度の導入を検討することとします。